

白山・松風台自治会 会則

2014年（平成26年）4月12日改正

（改正個所にアンダーライン）

2014 年（平成26年）3 月12日

白山・松風台自治会役員会

白山・松風台 自治会会則

第1条 [名称]

この会は、白山・松風台自治会（以下「本会」という）と称する。

第2条 [所在]

本会の事務所は、本会会長宅に置く。

第3条 [目的]

本会は、明るく住み良い街づくりと会員相互の親睦を目的とし、この目的の達成に必要な事業を行うものとする。

第4条 [会員]

[会員と構成]

本会は、白山台のすべてと松風台1～3番地地区に居住する1世帯を1会員として組織するものとし、会員は、第18条に定める会費および、その他必要に応じて定める事業費用を負担するものとする。また、同一家屋内に居住する複数の世帯は、1会員とする。

2. [会員の権利]

会員は自治会役員に選出されるとともに、役員を選出する権利を有する。また、自治会活動に参加し、また、それから得られる各種の恩恵を享受する権利を有する。

3. [会員の入会および退会]

当該地域内居住者が新規に自治会会員として入会するために、別途の定める「入会届」を当該ブロック長に提出する。また、自治会から退会する場合には、「退会届」を提出するものとする。

第5条 [運営]

1. [総会]

会の議決機関として総会をおき、自治会会員は総会において各員1票の議決権を有する。総会については、別途定める。

2. [役員会]

会の執行機関として役員会を置く。役員会については別途定める

3. [ブロックおよび班の構成]

本会を構成する白山・松風台地区内を7つのブロックに編成し、各ブロックには班を置く。1班は概ね20会員（世帯）で構成し、各班は自治会活動の享受単位とする。ブロック、班の構成は別途定める。

第6条 [役員会]

役員会は、各ブロックの班長および再任者で構成され自治会運営の執行機関として、本会の目的を達成するための必要事項について協議決定する。

第7条 [役員]

1. [役員構成]

- ① 会 長 : 1名
- ② 副会長 : 2名
- ③ ブロック長 : 7名
- ④ 会 計 : 1名
- ⑤ 監 査 : 2名
- ⑥ イベント業務担当リーダー
- ⑦ イベント業務担当役員
- ⑧ 班 長 : 1ブロック3名、2ブロック4名、3ブロック4名、4ブロック2名、5ブロック2名、6ブロック3名、7ブロック4名

2. [役員の仕事と選出等]

(1) 会長

ア[仕事]会長は本会を統括し、総会において議案を提案し、また役員会を指揮するとともに、市行政および地域の他自治会との連携に努め、会員への良好なサービスを提供する仕事を負う。

会長は、自治会連合高坂丘陵支部の運営に参加し、当支部全体として必要な事業に協力することにより当自治会員への利益に還元する。

イ[選任等]

会長の選任は、役員会の推薦もしくは立候補により作成される名簿に基づき総会で選任する。任期は原則2年とし、延長が認められた場合は1年延長し3年とする。やむをえず任期途中で役責を遂行できない場合は、副会長が代行する。後任者の任期は前任者の残りの任期とする。

ウ[解職]

会長の解職は、会員の1/3の書面による解職要求があった場合は、役員会は遅滞なく会員にその信を問い、会員の1/2の賛成により解職することが出来る。

(2) 副会長

ア[仕事]

副会長は会長の仕事を理解し補佐する。会長がその職務を遂行出来ない場合は、その職務を代行する。

副会長は2名を選任し、1名は自治会運営サポートを主務とし、会の運営の総務的な役割を担当し会長を補佐する。また、会議における議事の作成、記録などを行う。

他の1名は、自治会連合高坂丘陵支部での業務を主務とし、そのほか市および他自治会など対外連携業務をサポートする。副会長の任期途中でやむを得ず職務遂行出来ない場合は、他の副会長が代行する。

イ[選任]

副会長の選任は、役員会もしくは会長が指名し総会で選任する。副会長の任期は1年とし、再任する場合は最長3年とする。

(3) ブロック長

ア[仕事]

各ブロック内の自治会事業の執行責任者とし、ブロック内各班長と共同して会員の要望や意見に留意し、必要な情報を収集および提供する。また会員相互の親睦を増進するとともに住みやすい地域の実現につとめる。

イ[選出と任期]

別途定める7つのブロックにおいて、各1名を当該ブロック内班長の中から互選する。任期は原則として1年とする。

(4) イベント業務担当リーダー

[仕事]

当会における別途定めるイベント業務のリーダーとして、当該イベント業務担当役員とともに必要な事業を企画、運営、統括する。そのほか自治会連合高坂丘陵支部の当該イベント業務について、当会を代表するとともに、業務実施において指揮・統括をする。

(5) イベント業務担当役員

ア[仕事]

各イベント業務担当役員を、それぞれ若干名置く。各イベント業務と役員数は別途定める。また、役員は別途リーダーを選任する。

イ[選出と任期]

各役員は班長の中から立候補及び互選により任命する。任期は原則として1年とする。

(6) [会計および監査役]

ア[会計]

当会の経理・会計業務を担当する。役員会と連携して健全な財政運営を実現するように努

め、資金の入出金管理を行う。このため必要な帳票の運用管理をおこなう。また上期予算実施状況報告書を作成し役員会で承認を受け全戸回覧する

イ[監査]

当会の半期毎に会計監査を行い役員会に報告する。

ウ[選任と任期]

各役の選任は、その年度の班長の中から総会において選任する。任期は1年とする。

(7) [班長]

ア[任務]

班長は、担当班内会員への自治会業務の実施担当者とし、班内会員の要望や情報、および住環境等を把握することによりブロック長と連携し、会員へのサービス向上に努力する。そのほか、自治会イベント業務担当役員として担当業務を遂行する。

イ[選出と任期]

各班から1名選出する。但し、年齢が75歳以上（1世帯全員）の場合は、本人の申し出により班長を辞退することができる。また、班長予定者が病氣療養中、家族介護等で自治会活動が無理な場合は、該当の班において協議し他の班長を選出する。

任期は1年とする。

第8条 [役員任期]

1. 役員任期で規定する1年は、4月定期総会終了時から翌年の4月定期総会終了までをいう。
2. 補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 次期役員候補者は3月31日までに名簿に記載し、総会での承認を受けるものとする。

第9条 [専門部会設置とアドバイザー委嘱]

会長が必要と認めるときは、役員会に諮り専門部会を設置することができる。また、会の運営に必要な場合は役員会に諮り、必要なアドバイザーを招聘委嘱することが出来る。

第10条 [議決権の行使]

全ての会議の決議は、出席者の過半数により決するものとし、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、重要議案については、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。重要議案であるか否かは、役員会の議決によるものとする。

第11条 [総会の招集]

総会は、本会最高の議決機関であって、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。定期総会は、毎年4月に開催し、臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要請があったときは開催しなければならない。

第12条 [開催の告示]

総会の開催にあたっては、原則として開催日の7日前までに、日時・場所・議題を全員に告示しなければならない。

第13条 [総会の成立]

総会は、全会員の2分の1の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に替えることができる。

第14条 [議長の選出]

総会の議長は、その都度出席者の中から選出する。

第15条 [総会決議事項]

次の事項は、総会の決議を要する。

- ① 前年度の事業報告及び決算報告の承認
- ② 新年度の事業計画及び予算の承認
- ③ 役員信任
- ④ 会則の変更承認
- ⑤ その他必要事項の承認

第16条【事業年度及び会計年度】

本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条【会計】

本会会計は、会費及びその他の収入による。

第18条【会費の納入】

1. 自治会費は、1会員につき別途定める月額金額とし、12ヶ月分を一括前払いで5月末に、自治会口座宛に指定銀行の各会員口座より引き落とし支払いにて納入するものとする。
2. 年度途中に入会の場合、入会月より起算して3月までの月数に月額金額をかけた金額を納入するものとする。
3. 会員が自治会に納入した自治会費は返還しない。

第19条【その他】

1. 本会は、特定の政治的・宗教的団体に対し、中立を保つとともに、個人の営利目的に利用することは出来ない。
2. 次の項目に関しては別途運用規定を定め運用する。
 - ① 葬儀への対応
 - ② 諸会費・募金等の対応
 - ③ 文書の保管と処分
 - ④ 掲示板の運用
3. [情報連絡の確保]
 - ① 緊急時の情報連絡体制の整備
 - ② 迅速な情報連絡手段の確保役員間および会員への迅速で確実な情報連絡手段を確保するよう各役員はつとめ、効率的な連絡運用を進めていく。緊急連絡系統については別途定める。

附 則

1. この会則は、昭和61年9月7日より施行する。
2. この会則は、昭和63年5月8日にその一部を改正する。
3. この会則は、平成元年5月7日にその一部を改正する。
4. この会則は、平成2年5月6日にその一部を改正する。
5. この会則は、平成3年5月11日にその一部を改正する。
6. この会則は、平成8年5月12日にその一部を改正する。
7. この会則は、平成12年4月23日にその一部を改正する。
8. この会則は、平成18年4月20日にその一部を改正する。
9. この会則は、平成20年4月20日にその一部を改正する。
10. この会則は、平成22年4月18日にその一部を改正する。
11. この会則は、平成23年4月17日にその一部を改正する。
12. この会則は、平成24年4月15日にその一部を改正する。
- 13. この会則は、2014年（平成26年）4月12日にその一部を改正する。**

自治会加入・退会届書式、附則24-1、附則24-2、附則24-3、附則24-4、附則24-5

● 葬儀等への対応に関する運用規定

1. 葬儀協力

自治会会員及び同居する家族が死亡の際、ご遺族より要請があった場合は、自治会として葬儀のお手伝いを行う。要請はご遺族から班長を通じて、当該ブロック長、会長へと速やかに行うものとする。また、お手伝いを行う人員は当該ブロック長、班長が会員の中からその都度、人選をするものとしその結果は会長に報告する。

2. 訃報

自治会会員及び同居する家族が死亡の際、ご遺族より報告があった場合、回覧にて本自治会内の会員へお知らせを行う。ただし、ご遺族からの報告がない場合、または報告時に訃報回覧を辞退された場合はこれを行わない。

3. 弔問

自治会会員及び同居する家族が死亡の際、通夜、告別式より前にご遺族より報告があった場合、本会を代表して会長または副会長が通夜または告別式に参列するものとする。また、会長、副会長の都合がつかない場合、担当ブロック長または班長がその代行をすることができる。但し、ご遺族が弔問をご辞退された場合はこれを行わない。

4. 弔慰金

① 自治会会員及び同居する家族が死亡の際、通夜、告別式へ会長、副会長またはこれを代行する者が参列した場合は弔慰金5,000円を持参する。この表書きは「白山・松風台自治会」とする。

② 弔問が行われなかった場合は弔慰金の支払いは行わない。

附則 この運用規定は、2012年（平成24）年4月15日より施行する。

● 諸会費・募金等の対応に関する運用規定

1. 本会は以下の内容のいずれかを満たす場合に、会費または分担金、寄付金等の支出を行うことができる。

① 行政より協力要請があった場合

② 連合自治会への分担金等、自治会活動を行うに当たり参加、協力が必須となる場合

③ その団体の活動が社会的に有意義と認められ、自治会活動の目的にかなう場合

1. 本会は諸会費、募金等に対しては原則としての自治会での一括対応を行うものとする。

2. 諸会費、募金等の支出を行うにあたっては、原則として総会にて予算化し、その計画に基づいて執行するものとする。

3. 総会決定の予算額から10%以上の逸脱、総会にて計画されていない新規の諸会費、募金等への対応は役員会における決議においては重要事項として扱うものとする。（2/3以上の賛成が必要）

4. 政治的、宗教的に中立でない団体に対しては第19条に抵触するので会費支出、寄付等は行わない。

附則 この運用規定は、2011年（平成23年）4月17日より施行する。

● 文書の保管と処分に関する運用規定

1. 自治会活動文書の最低保管年限は当該年度を含め6年とし、これを超えた文書は役員が処分することができる。

2. 文書類の保管に関しては個人情報等の流出が無きよう留意し、自治会倉庫または役員宅内で保管するものとする。

3. 文書の処分に当たっては個人情報等の流出が無きよう留意し、シュレッツまたは焼却処分するものとする。（文書類の可燃ごみとしてのクリーンステーションへの廃棄は不可。役員による処分場への直接持ち込みによる可燃ごみとしての処分は可とする）

附則 この運用規定は、2011年（平成23年）4月17日より施行する。

● 附則24-1 自治会会員の入会および退会に関する運用規定

1. 自治会に新規入会する場合および退会する場合には、次の書式による届けを各ブロック長に提出する。
2. 届けを受けたブロック長はこの届けを副会長に提出し、副会長は会計担当に届ける。
3. 自治会費は1ヶ月200円とし、12ヶ月分を前納する。なお、途中で入会した場合は、その月から年度末までの月数を納入する。なお、会費は原則として東和銀行東松山支店に口座を開設し、口座引き落とし払いとする。

附則 この運用規定は、2012年（平成24年）4月15日から施行し、様式は別定める。

自治会入会届

氏名	
住所	
電話番号	
入会年月日	西暦 年 月 日
特記事項	

担当ブロック長 氏名 ()

電話番号 ()

自治会費

入会月から1年間分の前払い自治会費

1ヶ月会費 _____ × _____ヶ月分 = _____円

..... キ リ ト リ

領 収 書

_____様

¥ _____

但し、自治会費 ()ヶ月分として上記金額を領収しました。

西暦 年 月 日

白山・松風台自治会
()ブロック長

印

●付則24-2 ブロックおよび班の構成

1. 1ブロック

- (1) 1班 白山台 1-1 ～ 白山台 1-9, 白山台 2-1 ～ 白山台 2-12
- (2) 2班 白山台 4-1 ～ 白山台 4-20
- (3) 3班 白山台 5-1 ～ 白山台 5-20

2. 2ブロック

- (1) 1班 白山台 6-1 ～ 白山台 6-18
- (2) 2班 白山台7-4, 白山台 7-11 ～ 白山台 7-23
- (3) 3班 白山台 7-1 ～ 白山台 7-3, 白山台7-5～白山台7-10,
白山台 8-1 ～ 白山台 8-10,
- (4) 4班 白山台 9-1 ～ 白山台 9-19

3. 3ブロック

- (1) 1班 白山台 10-1 ～ 白山台 10-8, 白山台 11-1 ～ 白山台 11-8
- (2) 2班 白山台 11-9 ～ 白山台 11-16, 白山台 12-1 ～ 白山台 12-9
- (3) 3班 白山台 12-10 ～ 白山台 12-18, 白山台 13-1 ～ 白山台 13-9
- (4) 4班 白山台 13-10 ～ 白山台 13-17, 白山台 14-2 ～ 白山台 14-9

4. 4ブロック

- (1) 1班 白山台 15-1 ～ 白山台 15-5, 白山台 15-7 ～ 白山台 15-18
- (2) 2班 白山台 15-19 ～ 白山台 15-33, 白山台 16-1 ～ 白山台 16-8

5. 5ブロック

- (1) 1班 白山台 19-1～白山台 19-2, 白山台 20-1～白山台 20-8,
白山台 23-1～白山台 23-12,
- (2) 2班 白山台 23-13 ～ 白山台 23-24, 白山台 24-1 ～ 白山台 24-11

6. 6ブロック

- (1) 1班 白山台 24-12 ～ 白山台 24-20, 白山台26-1 ～ 白山台26-10
- (2) 2班 白山台 25-1 ～ 白山台 25-10, 白山台 27-1 ～ 白山台 27-6
白山台 28-1 ～ 白山台 28-6
- (3) 3班 白山台 21-1 ～ 白山台 21-11, 白山台 22-1 ～ 白山台 22-19

7. 7ブロック

- (1) 1班 松風台 3-1 ～ 松風台 3-15
- (2) 2班 松風台 3-16 ～ 松風台 3-28
- (3) 3班 松風台 2-1 ～ 松風台 2-12, 松風台2-23 ～ 松風台2-31
- (4) 4班 松風台 1-3, 松風台 2-13 ～ 松風台 2-22, 松風台 2-32 ～ 松風台 2-42

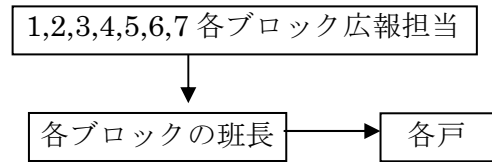
8. この規定は、2012年（平成24年）4月15日から運用する。

付則24-3 白山・松風台自治会のイベント業務と役員の運用

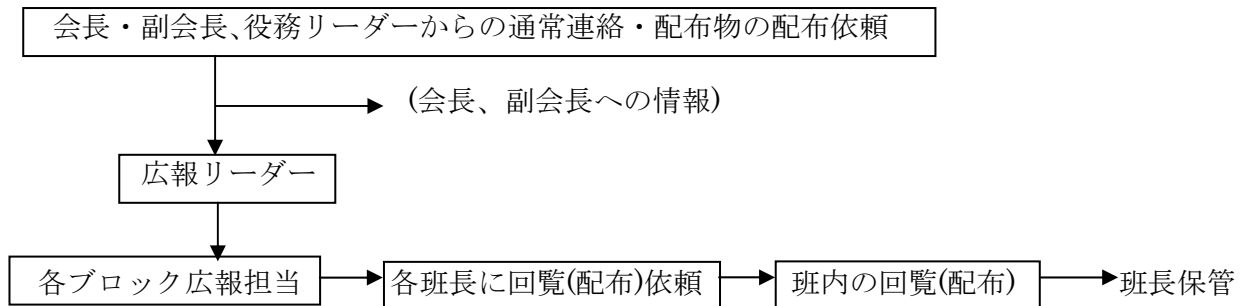
1. 夏祭り担当（5名）
〔役割〕
毎年8月に予定される丘陵地区夏祭りの企画、運営について、自治会連合高坂丘陵支部担当と一体になって実施していく。終了後は翌年に引き継いでいく。
- ・模擬店担当(2名)
〔役割〕
夏祭りの模擬店出店について企画、運営する。運営においては自治会内の役員を中心に協力者を集め実施する。
2. 福利ヘルス担当（4名）
〔役割〕
9～10月にかけて自治会連合高坂丘陵支部が実施する体育祭の企画・運営に参加する。また、そのほか会員の健康増進、親睦をはかる目的で各種の事業を企画・運営する。運営においては、必要な協力者を募り効果的な活動を実施していく。
3. 環境・クリーンリーダー(3名 市に登録)
〔役割〕
当自治会内の環境保全、クリーン推進のために必要な活動を企画し推進していく。また、自治会連合高坂丘陵支部環境担当と一体になって丘陵地区全域の環境保全活動に参加し、その実施のために会員の広範な参加を募りすすめていく。
4. **防犯・防災担当(7名)**
〔役割〕
当自治会内の防犯、防災に関する企画を立て推進し、安心して住める街作りのために必要な活動を進めていく**と同時に必要な場合、役員会の承認を受けて防災担当補佐若干名を置くことが出来る。**また、自治会連合高坂丘陵支部担当と一体になって丘陵地区全域の防犯、防災活動を推進していく。
5. 花いっぱい推進担当（4名）
〔役割〕
市が進める「花いっぱい運動」に参加し、当自治会内の花による美化運動を進めていく。あわせて、会員の中に「花いっぱい運動」の目的を広め、地域が明るく和みにあふれる街作りを実現するため会員の参加を募り進めていく。
6. 広報担当（7名 各ブロック1名を市に登録）
〔役割〕
当自治会内の居住者に、市広報市の配布を行い、また、当会会員向けの各種文書の配布を行う。そのほか、運営に必要な広報文書を作成し会員向けに配布する。このため、会長、副会長以下各ブロック長、各イベント業務リーダーと連絡・連携がとれるよう留意する。
7. **この規定は、2014年（平成26年）4月12日から運用する。**

付則 24-4 白山・松風台自治会緊急連絡体系等

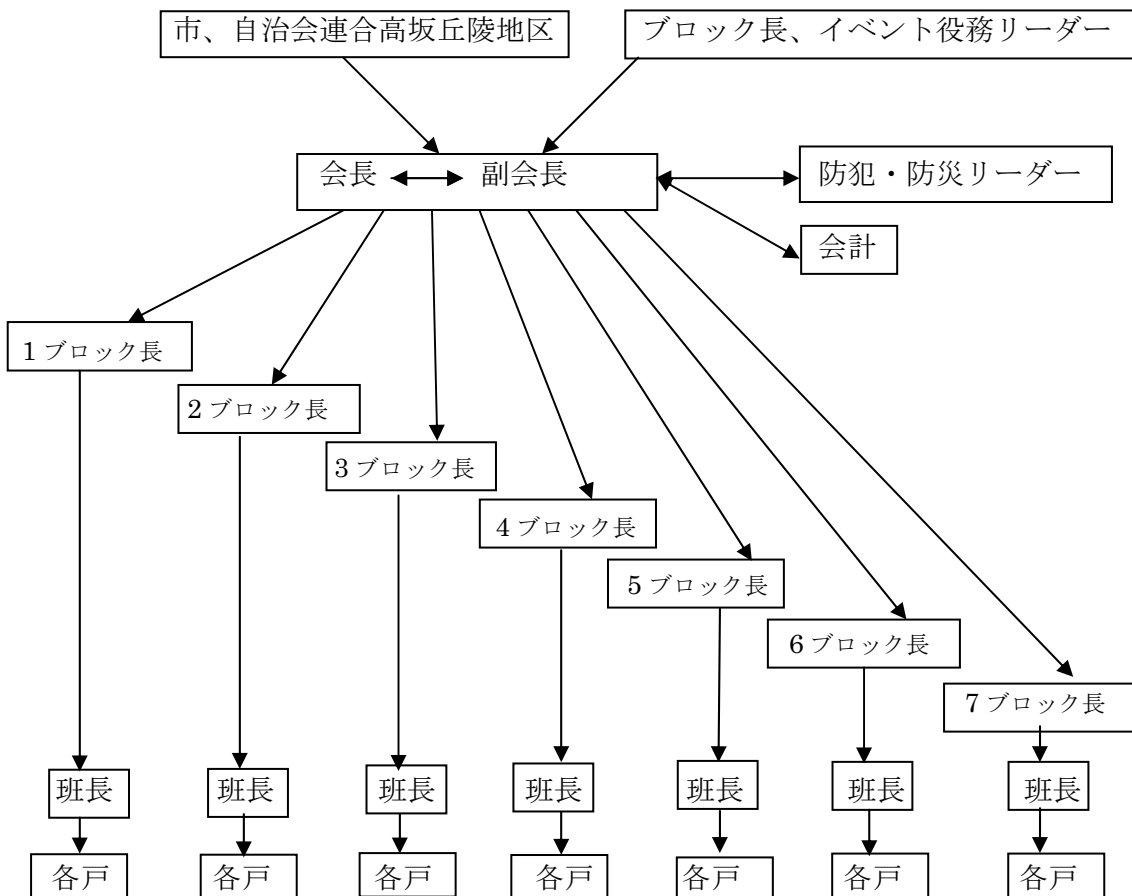
1. 市の広報誌などの市からの直接依頼配布物



2. 自治会回覧物・配布物



3. 緊急連絡体系 [非常災害時その他必要なとき] (電話・直接連絡)



(各戸は、回覧順に次に連絡する)

4. 附則 この規定は、2012年（平成24年）4月15日から運用する。

付則 24-5 白山・松風台自治会掲示板運用規定

この規定は、当自治会内に設置している掲示板の運用について規定するものである。

1. 掲示板に掲出するものは、当自治会の活動のための文書等のほか、市からの行政サービスに関する文書等、また、高坂丘陵地区内で活動する各団体、サークル等の広報文書、そのほか会員の親睦、ニーズのための広報文書などとする。
2. 1 に掲げる文書は、公序良俗に反しないものとし、個人等の商目的のための掲示物を除く。また、特定の政治団体や宗教等の主張などの各種文書等を除く。
3. 掲出物の大きさは A-3サイズ までとし、掲示板の運用状況により掲示できない場合もある。
4. 掲出文書等は、掲出期間について管理者と調整の上、許可を取り掲出できる。また、掲出期間が終了した文書等は遅滞なく取り外す事とする。
5. 掲示板の掲出認可管理者は副会長、又は会長とし、申請掲示物に必要な認可印を表示する。各ブロックの掲示板の管理は、ブロック長とし、掲示板の適正運用につとめる。
6. この規定は、2012年（平成24年）4月15日から運用する。